



		※4 ③様式第6号の2(第10面)誓約書	◎	—
4	事務所及び事業場(駐車場等)の所在地の変更	①様式第6号の2(第2面)(変更事項のみ記入) ②駐車場の変更の場合 ・駐車場の付近の見取図 ※インターネットの検索エンジン等による地図において当該駐車場を明示し、主要な道路名、鉄道駅その他の公共施設の目印も明示ください。 (ア)不動産登記法第119条に規定する登記事項証明書 (イ)使用権原のみ有する場合には上記登記事項証明書に代えて賃貸借契約書等の写し ※(ア)及び(イ)については積替え保管の変更届に限る。	◎ ◎	
5	収集運搬車両の変更	①様式第6号の2(第2面)(運搬車両一覧を記入) ②自動車検査証(新規車両のみ) ・[電子化された車両]自動車検査証記録事項の写し ・[電子化されていない車両]自動車検査証の写し ③②の自動車検査証等において、届出者が所有者又は使用者となっていない場合には、自動車検査証等の写しに加えて賃貸借契約書等の写し ④様式第6号の2(第6面)(新規車両のみ)	◎ ◎ ◎ ◎	
6	積替保管施設の変更	①様式第6号の2(第3面)積替施設又は保管施設の概要	◎	
<p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出先は、主たる事務所の所在地等により異なるので、以下の提出先を確認の上提出すること。</li> <li>・届出を行政書士に委任する場合には、委任状(委任状への委任者及び受任者の押印は不要)を添付すること。 行政書士が変更届を作成した場合は、記名して職印を押印すること。</li> </ul> <p>※1 書換え後の許可証が届くまでに許可証が必要になる場合はコピーを保管すること。          ※2 石綿含有産業廃棄物(汚泥)に係る申出は、令和3(2021)年8月10日以降最初の変更届(許可証書換えを伴うもの)に限る。          なお、当該申出による書換えが可能な期間は、令和3(2021)年8月10日以降に申請する最初の更新までとし、一度許可証の書換えを受けた以降(変更許可あるいは書換えを伴う変更届を含む。)に新たに「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱う場合は、変更許可を要する。          また、許可証の書換えを受けるまで「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取扱うことはできない(ただし、産業廃棄物の「汚泥」かつ特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可を有する者は、許可証の書換えを受ける前から「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱うことができる)。          石綿含有産業廃棄物(汚泥)(石綿含有仕上げ塗材が廃棄物になったもの等)は飛散性が高いおそれがあるため、耐水性プラスチック袋等により二重梱包を行うことが必要。          →申出による書換えを行う際は、収集容器の写真【(収運業)様式第6号の2(第7面)】を併せて添付すること</p> <p>※3 書換え後の許可証について郵送を希望する場合は宛名を記入したレターパックプラスを同封すること。          ※4 積替保管の変更届に限り成年被後見人等に係る登記事項証明書を提出すること</p>				

### ○提出先

- ①主たる事務所又は事業場を栃木県内(宇都宮市内を除く)に有する場合又は処理施設(積替保管施設を含む)を栃木県内(宇都宮市内を除く)に有する場合には、所在地を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所
- ②上記以外の場合には、資源循環推進課

提出先	住所及び電話番号	所管区域
県西環境森林事務所 環境部環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 0288-23-1000	鹿沼市、日光市

県東環境森林事務所 環境部環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部環境対策課	〒324-0041 大田原市本町2-2828-4 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
資源循環推進課 審査指導班	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 028-623-3154	宇都宮市、栃木県外

※ 取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合など事業の範囲を拡大する場合は、別途、変更許可の手続が必要です。